

# 建築設計等委託業務成績評定試行要領

## （目的）

第1 この要領は、滋賀県土木交通部建築課の所掌する建築工事にかかる設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図るため試行運用することにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定および指導育成ならびに委託業務の品質確保に資することを目的とする。

## （評定の対象）

第2 評定の対象は、原則として1件の当初請負金額が100万円以上の委託業務のうち、次の各号に掲げる業務とする。

- （1）建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務ならびに積算業務および意図伝達業務をいう。）
- （2）建築または建築設備に関する診断業務
- （3）（1）、（2）以外の建設コンサルタント業務で建築課長が必要と認める業務

## （評定者）

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、建築工事設計業務実施要綱に定める監督職員および検査職員とする。

## （評定の方法）

第4 評定は、業務ごと、評定者ごとに独立して別紙によりの確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、別記様式第1に定める建築設計等委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

## （評定の時期）

第5 検査職員は完了検査実施後速やかに、監督職員は業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

## （評定表の提出等）

第6 評定者は、評定を行ったときは遅滞なく、評定表を建築課長に提出するものとする。

## （評定結果の通知）

第7 建築課長は、評定者から評定表の提出があったときは、評定の結果を別記様式第2に定める業務成績評定通知書により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

## （評定の修正）

第8 建築課長は、第7による評定結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。

- 2 建築課長は、前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式第3に定める業務成績評定再通知書により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

## （説明請求等）

第9 第7または第8による通知を受けたものは、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、通知を行ったものに対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 建築課長は、前項による説明を求められたときは、別記様式第4により回答するものとする。

## 附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。